

伊丹市立労働福祉会館大規模改造工事の請負契約の一部
を変更する契約を締結することについて

伊丹市立労働福祉会館大規模改造工事の契約金額を変更するため、
下記のとおり請負契約の一部を変更する契約を締結する。よって、
議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条
例（昭和39年伊丹市条例第12号）第2条の規定により、議会の
議決を求める。

記

令和元年6月25日締結した伊丹市立労働福祉会館大規模改造工
事の請負契約中「契約金額 金1,083,500,000円」を
「契約金額 金1,103,894,000円」に改める。

令和2年2月18日提出

伊丹市長 藤原 保幸

(参 考)

1 工事の名称及び位置

名称 平成31年度伊丹市立労働福祉会館大規模改造工事

位置 伊丹市昆陽池2丁目1番地

2 契約の方法

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の
2第1項第2号の規定による随意契約

3 契約金額

金1,103,894,000円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金100,354,000円）

4 契約の相手方

住 所 伊丹市大鹿1丁目89番地

名 称 株式会社林建設

代表者 代表取締役 林 義和

5 工事変更の概要

空調機器の設置方法の変更並びに屋内の壁及び天井の補強工
事の追加等